

揮発性有機化合物（VOC）に関する
自主行動計画

全国石油商業組合連合会

平成 29 年 3 月

1. 基本的な考え方

- (1) 給油時の燃料蒸発ガス低減対策については、中央環境審議会大気環境部会（現 大気・騒音振動部会）及び同部会に設置された自動車排出ガス専門委員会において審議が行われてきた。

今般、3月22日に開催された自動車排出ガス専門委員会において、「今後の自動車排出ガス低減対策のあり方について（第十三次報告）（案）」が取り纏められ、給油時の燃料蒸発ガス低減対策については、燃料小売業界により自主的取組計画を策定することが適当である旨が盛り込まれた。

こうした経緯を踏まえ、この自主行動計画（以下、「行動計画」という。）は、全国石油商業組合連合会（以下、「全石連」という。）が、大気汚染防止法が求める「自主的取り組み」の方針を理解し、ガソリンスタンドで、給油時及び荷卸し時に排出される揮発性有機化合物（以下、「VOC」という。）の排出抑制に努めることを目的に策定する。

- (2) 行動計画は全石連として策定するものであり、全石連の会員である都道府県に所在する石油組合（以下、「会員組合」という。）に加盟する石油販売業者（以下、「組合員」という。）は、行動計画の趣旨を理解し、計画に基づいて実行する。

2. 行動計画の目標

- (1) 行動計画は2017年度から開始する。
- (2) 2000年度の排出量を基準とし、2024年度までにガソリンスタンドから排出されるVOC排出量を基準年度比3割削減することを目指す。
- (3) 基準年度のVOC排出量は、給油時、荷卸し時ともに、第30回揮発性有機化合物（VOC）排出インベントリ検討会（平成28年3月15日開催）資料2-1/P7表6「給油所における排出量推計結果（平成26年度排出量）」の「見直し後の推計方法」の数値を用いる。今後、同検討会における議論の結果、当該排出量及び推計方法が変更となった場合には、変更後の数値等を使用することとする。

3. 排出量の実態把握等

- (1) 排出量は、給油時、荷卸し時ともに、原則として「石油連盟統計・都道府県別年間販売実績」×「排出係数」によって算定する。
- (2) 排出係数については、2.(3)記載の検討会資料に基づくものとし、今後、同検討会における議論の結果、当該排出量及び推計方法が変更となった場合には、変更後の数値等を使用することとする。
- (3) 計量機メーカー等の協力を得て、年度毎のステージ2対応機器の導入台数等を集約し、SS固有データ（所在地、ガソリン販売量等）などによりVOC削減量を定量化し、進捗状況を把握するとともに、(1)の排出係数に反映させる。

4. 排出抑制対策

- (1) 排出抑制対策としては、次の2つが主な対策である。
 - ① 給油時に排出されるVOCを回収する機器（ステージ2対応機）の導入
 - ② 荷卸し時に排出されるVOCを回収する機器（ステージ1対応機）の導入
- (2) 計量機の導入には高額な出費が伴うことから、全石連は、組合員が計量機の更新を行う時（直前の更新から概ね14年もしくは21年後）にステージ2対応機を導入するよう啓発する。

具体的には、全石連及び会員組合は、組合員に対し、各々が主催する諸会合において行動計画を啓発するとともに、全石連の行動計画に基づき行動することを奨励する。また、（全石連は、機関紙「ぜんせき」（週3回発行）を通じて行動計画が策定されたことを広報するとともに、VOC削減に寄与する機器類等の情報提供を行う。